令和7年11月　公共下水道供用開始区域

※ただし、公共ますを設置していない敷地は供用開始をしていないものとみなし、
公共ますを設置した時点で供用開始するものとする。
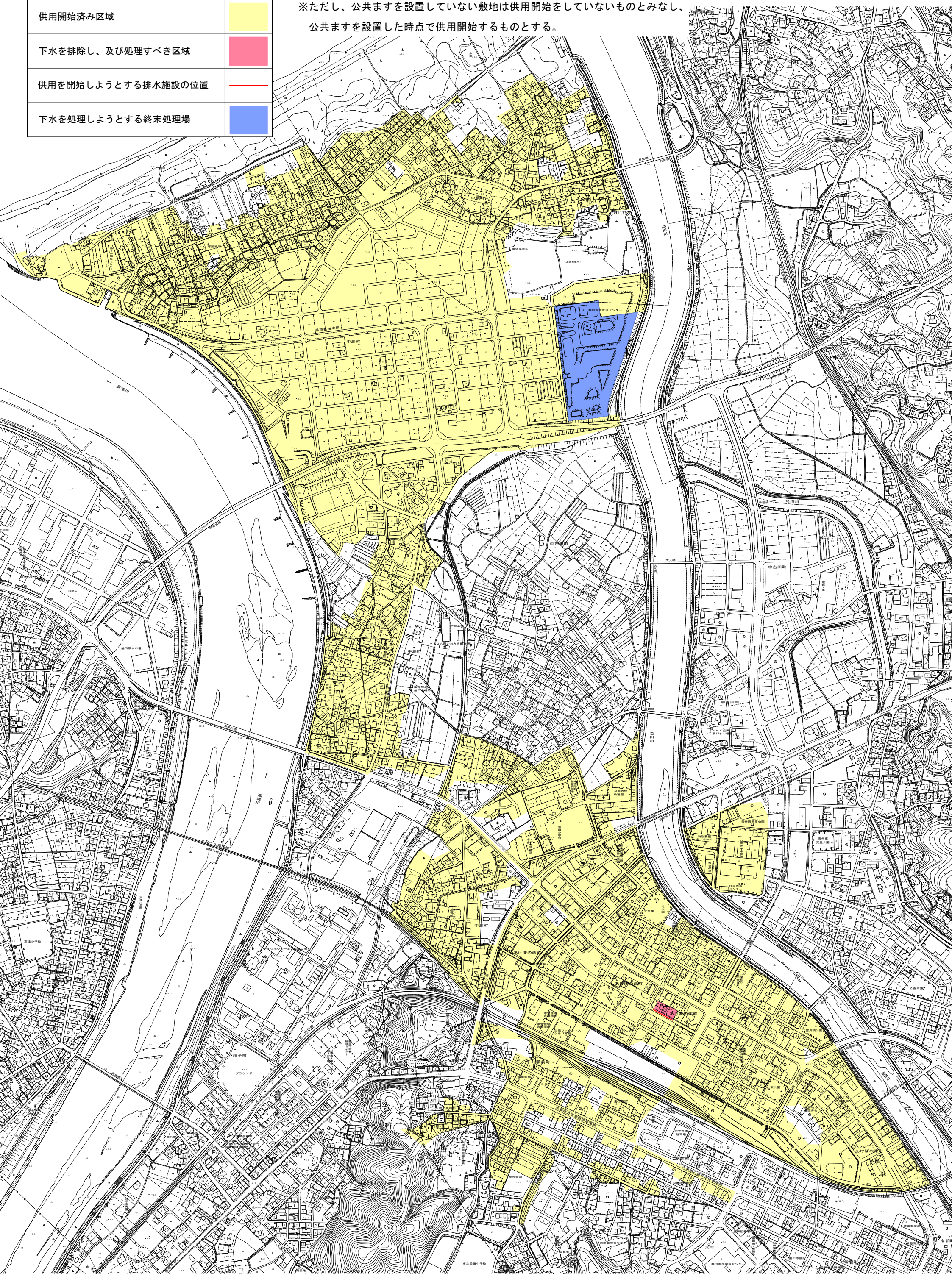
項　　目	凡 例
供用開始済み区域	
下水を排除し、及び処理すべき区域	
供用を開始しようとする排水施設の位置	
下水を処理しようとする終末処理場